対=対象　日=日時　期=期日・期間　時=時間　曜=曜日
所=場所　内=内容　テ=テーマ　講=講師　定=定員
費=参加費・受講料　持=持ってくるもの　抽=抽選　申=申し込み
選=選考　他=その他　問=問い合わせ

お得な補助金あります

快適なすまいづくりを応援します

ながさき住みよ家リフォーム補助

対市内に住宅を所有し、居住または居住予定で市税の滞納がないかた
内（要件）次のすべてを満たす ①補助対象となる工事費が20万円（税抜き）以上 ②補助金交付決定後に着工する ③平成30年2月28日（水）までに工事が完了し、工事費を支払う ④市内に本社がある法人か、市内に住所がある個人施工業者が施工する
内（補助）対象工事費の 10 分の1（限度額10万円）
申住宅課、行政センター、支所、市ホームページにある申請書を提出。
申（期限）12 月 28 日（木）※予算が無くなり次第終了
他住宅性能向上リフォーム補助と併用可。詳しくはお尋ねください。

住宅性能向上リフォーム補助

対・申ながさき住みよ家リフォーム補助に準じます。
内（要件）浴室、便所を改修する工事費が20万円（税抜き）以上
内（補助）対象工事費の 5 分の1（限度額10万円）
他ながさき住みよ家リフォーム補助と併用可。詳しくはお尋ねください。

子育て住まいづくり支援費補助金

対小学生以下の子どもがいる（出産予定を含む）世帯などで、新たに三世代で市内に同居する、または近居するかた ※補助金交付決定後に住宅のリフォームを行うか、中古住宅を取得する
内（補助）対象経費の 5 分の 1 以内（限度額 40 万円）
申住宅課、行政センター、支所、市ホームページにある申請書を提出。
申（期限）12 月 28 日（木）※予算が無くなり次第終了
他ながさき住みよ家・住宅性能向上リフォーム補助との併用不可。

●問い合わせ●
住宅課
☎ 829-1189

高齢者・障害者のかたへ

バスや電車などの利用券をお渡しします

対象者には、交通費助成事業利用券の〝引き換え用はがき〟をお届けします。詳しい内容を確認のうえ、期間内に利用券と引き換えてください。引き換えは、4月11日(火)からです。

■高齢者のかたへ

「バス・電車共通利用券」「タクシー利用券」「船舶（伊王島・高島・池島）利用券」いずれか一つの利用券（5000円相当分）をお渡しします。

対昭和23年3月31日以前生まれの市民（身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたを除く）

■障害者のかたへ

「バス利用券」「電車利用券」「タクシー利用券」「ガソリン利用券」「船舶（伊王島・高島・池島）利用券」いずれか一つの利用券（5000円相当分）をお渡しします。※バス・電車はスマートカードへの積み増しができます。なお、子ども用は3000円相当分になります。対次のいずれかに該当する市民 ①身体障害者手帳1～3級か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた ②昭和23年3月31日以前生まれで、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた

【福祉タクシー利用券】
福祉タクシー利用券48枚をお渡しします。※前記の利用券との重複はできません。対在宅の市民で、次のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1・2級をお持ちで車いすを常に使用している ②療育手帳A1・A2・Aを持っている ③所得税非課税世帯で視覚障害1級をお持ちのかたのうち、単身世帯、1級の視覚障害者の夫婦のみの世帯、介助者が日中不在の世帯、介助者が高齢のため介助ができない世帯

●問い合わせ●
高齢者すこやか支援課
☎ 829-1146
障害福祉課
☎ 829-1141